

第5回 小郡市新総合体育館建設実施プラン検討委員会

<議事録要約>

■日 時:平成 30 年10月 2日(火) 14:00～

■場 所:西別館3階 会議室

■参加者:

	氏名	所属
委員	見城 俊昭	副市長
	佐藤 吉生	小郡市体育協会会長
	山下 博文	総務部長
	黒岩 重彦	教育部長
	福田 喜吉	卓球連盟 会長
	立石 政治	剣道連盟 会長
	原竹 博泰	弓道連盟 理事
	福永 昌也	中学校校長会代表
	福永 美紀	障がい者スポーツ関係者 代表
事務局	藤吉スポーツ振興課長、熊丸経営戦略課長、黒田財政課長、小峰財政課長補佐	
庶務	檜枝管理係長、有田企画主査	

※ スポーツ推進委員会代表の米田委員、
ジュニアスポーツ関係者代表の廣田委員、
公募の飯田委員、小田委員
の4名は欠席。



1. 開会

事務局長（スポーツ振興課長）より、約1時間後に休憩を取り、その後会議を再開することを確認して開会した。

2. 委員長あいさつ

委員長（副市長）より以下の内容であいさつが行われた。

「こんにちは。先ほど台風の話をしたが、なかなか自然災害から逃れられない…また今度は25号がやってくるようだが、災害に負けないように、がんばらないかんと思っている。

体育館のことが心配で、みなさんも心配されているのではないかな、と思うが、この検討委員会で、みなさん方のご協力によりまして、おおかたのまとめの段階に入ってきたというふうに思っている。

今日は中間報告ということで、できればみなさん方と一緒に、欠席の方もおられるが、中間報告の最終まとめに取り組みたいと思っており、ご協力をいただきたいと思う。

それから、先ほど事務局の方が申し上げたように、前回、少し資料の説明に長くなり、後の会議との

関係で、どうしても時間を切らなければならず、D委員さんの方から意見があったのを、少し私の方が終了させたこともあり、D委員さんの方のご意見の聴き取りを行った。その聴き取りをしたペーパーが、手元に入れている『小郡市新総合体育館建設実施プラン検討委員会のあり方について～D委員聴き取り概要～』だが、このようなご意見をいただいた。

それを踏まえ、中間報告の方に入れているので、この点については説明をさせていただきたい。

では、早速始めさせていただきたい。」

3. 経過報告

事務局より、前回7月31日に行われた第4回の検討委員会以降の経過について、以下のような内容で簡単に報告がされた。

9月3日に、委員長あいさつで報告された、D委員さんの聴き取りが行われた。

9月13日には、久留米アリーナを訪問し、空調の調査を行った。翌14日には田川市総合体育館に向き、昨年度新設された、新しい方式の空調についての調査を行った。

4. 議事

(1) 「中間報告」(案) について

前回議論の中心となった「中間報告」について、追加・修正した部分は事前に各委員に配布していたため提案を省略し、新たに追加・修正した部分のみ事務局より提案を行った。なお、前回提案したものに、さらに追加・修正を行った項目は以下の通りである。

小郡市新総合体育館建設実施プラン検討委員会における委員の意見等

3. 春日市・太宰府市総合体育館等の視察

- (1) 視察後の委員の感想
- (2) 視察先体育館の概要

4. 第4回検討委員会議事録より

中間報告(案)

1. 新総合体育館の基本的な考え方

- 新総合体育館の整備に関する基本的な方向性

③建設に当たって

2. 基本計画からの見直しのポイント

- 見直しのポイントとなる考え方

②

4. 財源確保の考え方

- 活用する補助等制度の候補として、次のものが考えられる。

①公共施設等適正管理推進事業債

②学校施設環境改善交付金

7. その他、整備にあたっての意見

資料：現体育館・現武道場／大量漏水の実態（※キャプション付加のうえ）

〈委員長〉 少し整理をしたい。

前回、6000㎡の体育館という、少し縮小した形で考えよう、ということになったが、その6000㎡の新しい総合体育館を建てるにあたって、財源はどうするのかということについて宿題としており、その回答があった。

簡単に言うと、6000㎡で前回の概算額、30億のうち、まず国の補助金、学校施設環境改善交付金、これをあてると2億3000万の補助金が交付されることになり、あと27億7000万。27億7000万のうち、起債充当率が90%なので、 $2 \times 9 = 18$ 、 $7 \times 9 = 63$ で、いわゆる26億弱を国の方からお金を借りてもいい、というふうになる。そうすると26億と2億3000万のめどがつき、残り1億何千万円を市が準備すれば、建設ができるということ。で、その26億ぐらい借りたお金のうち40%、10億ちょっとが、後で国の方から戻ってくる。これを使ってやろう、と。

ただし条件があって、これは…2021年度（平成33年度）までの時限措置であることから、平成33年度までに総合体育館を建てる必要がある、ということ。

これは我々にとっては願ってもないことだから、がんばって取り組んでいこう、ということになれば、こういうような財源が使えるということ。

ただし、先ほど説明があったように、いくつかのものを集約をしていくので、今の体育館と武道場、弓道場を足すと4000㎡ちょっとだから、国が言う地域スポーツセンターの規模が4000㎡が限度で、だいたい今の体育館がそういうものだ。だから、それだけを集約すると4000㎡しか建てられないので、少し他の公共施設を複合化というところで扱い、6000㎡ぐらいの総合体育館として集約して建てられないか、というのが今後の検討課題となる。

ただ、少なくとも前回の会議の中で出された、「あまりにも今の体育館が老朽化しているので、少なくとも今の体育館の規模ぐらいのものを先に建てるべきではないか」という案については、実現しそうな状況ではないかと思っている。

問題は我々がまとめた6000㎡の体育館にするために、少し今から知恵を出して工夫しなければならない、というのが残る。もし、平成33年度までという時間的な制限で、それが難しい場合は、この中間報告の中にも入れているように分散・分割をし、第一弾で4000㎡ぐらいのをつくって、そして残りを第二弾でする、というようなこともありうるだろう、と。

まず、この点だけ、何かご質問等があれば、出していきたい。

〈A 委員〉 ①の公共施設等適正管理推進事業債を活用した場合は、平成33年までに工事も建設も完了しなければならないのか。

〈委員長〉 そういうことだ。

公共事業には、事情があって繰り越しているのがあるが、当初の計画は33年度に完結をする、というなかでの取り組みということになる。

他にないか。

〈B 委員〉 基本計画で8300㎡といていたのを6000程度に縮小する。そのうちの補助金分4000を先にやっ払い、ということで確認したいということだが、どうか。

というのが、今日はお見えになっていないC委員さんと、たまたまスポーツ推進委員会で話すなかでは、あまりにもイメージが小さくなってんじゃないかな、と心配されていた。私もそうだ。

一度建てればもう、建て替えて少し大きくしようということは無理。増築はできるにしても、建て替えて大きくするということができないので、そこらあたりの不安がある。

〈委員 長〉 考え方はあくまで6000㎡だ。

だが、33年度までの時限措置なので、いわゆる集約して6000㎡にするものが、時間を要するということになる、建てるチャンスというものがなくなる。だからその場合は、6000㎡のうち、何かを分散化する、と。そうすると前回の会議の中で出たように、例えばサブアリーナを切り離して、そして4000㎡をつくっておいて、後でサブアリーナをつくって、そして連結させる、と。

〈B 委員〉 いわゆる増築する、ということによる知恵ということか。

〈委員 長〉 そういうような手法というのを一つ考えながら、しかしめざすべきものは6000㎡でめざしていこう、と。それが、集約するものが、あれば、全部足して、前の施設が3つ、4つ、5つになった時に、足したら6100㎡ぐらいになれば、6000㎡のものが一気に建ち上がる、ということで、それが難しい場合は、少なくとも33年度にまず4000㎡の体育館をつくって、そして不足する分は、後から、という形。そのために全体を小さくするのではなく、いわゆる切り離す。それが分離・分散という考え方だ。

〈B 委員〉 今の質問をしたのは、国の基準ということからだが、例えば学校で国の基準にあてはめましょう、と言ったら、例えば明るさでも、450ルクスなら教室として大丈夫ですよ、ということになるが、450ルクスは大変暗い。これじゃ授業やら、ノートも書かれん、というくらい暗い。基準って、いわゆる最低というか、ここまで落としていいですよ、というそういう側面もあるので、ちょっと不安要素が…そういう経験からおたずねした。

〈委員 長〉 まあ、あの、明るさの関係は、少なくとも今はLEDが一般化されているので、その点は問題ないと思う。それから、スポーツ施設であるゆえ、公認競技の規模・基準が示されているので、公認競技によって整理していく、ということで、この点も問題ない。

で、ちょっと後で説明をするが、空調の関係は基準はない。それで、空調をどうするか、というのは、ここで決める話ではないが、少しみなさん方に、せっかく調査をしてくれているので、ご説明をさせていただきたい。

その説明の後、また何かあったら質問を。

では、空調の関係を説明してもらおう。順番が変わることになるが…

(2)田川市総合体育館の空調設備について

事務局より、資料にしたがって以下の順に田川市総合体育館の空調設備新設の説明を行った。

○ 空調設備新設のきっかけ

○ 導入した輻射式冷暖房の詳細

※ただし、2F観覧席については、床置型パッケージエアコンにて対応

○ イニシャルコスト（導入費用について）

- 方式による空調比較
- 各市体育館アリーナの空調料金比較

〈委員 長〉 この件は、設計段階に、また何らかの形で市民のみなさん方に意見を聞きながら、あるいはスポーツ関係者のみなさんに意見を聞きながら、どうするかということを決めさせていただきたいと思う。

今の段階では、やはり空調のコストが高い、と、高いために、市民の利用がなかなか伸びない、というような調査の結果が出たので、それからすると田川に設置のものは、ランニングコストのパフォーマンスが非常に高い、ということになる。イニシャルコストを加えても、1時間あたり3000円ちょっとで済む、というのものもある、と。さらにバトミントンとか卓球とか、風の影響が出るような種目も、これは全く影響がない。このような新しいタイプの空調が、県内、田川の方で導入された、ということだ。

これをどうするかというのは、さっきも言ったように、今後の設計段階に回したいと思うが、みなさん方の方でも、少しご承知をいただきたいと思う。

〈D 委員〉 すみません。1点だけ少し確認したい。水をずっと循環させるということだが、もし、水不足になった時に、それが使えなくなったりはしないのか。そこだけが知りたかったので、お聞きする。

〈委員 長〉 熱源の電気が停電すれば無理だが、一番最初に水を入れておけば、電気ですそれを冷やしたりあっためたりするので、それは問題ない。

〈D 委員〉 了解した。

〈E 委員〉 私の感覚からすると、もう2時間3時間、半日前から電源入れていないと、あつたかくならないような感じがするが…

〈委員 長〉 実は、私は経験した。ちょうど子どもたちのスポーツ大会がここであった時に、本当にヒヤッとした。通常のエアコンとは違う。それで聞いたら、まだ暖房はわからないけど、冷えることに関しては問題ない、と言う話だった。それは確かに、私も実感した。ベンチにいると動かないから、寒くなった。選手は動いているからちょうどいいだろう。そのくらい冷える。だから暖房はわからないが、少なくとも冷房に関しては冷え方に問題ないと思う。

〈E 委員〉 電源いつ入れたかわからないが、この大きな空間をその温度にするためには、相当時間がかかりそうな感じがする。送風機で送れば、すぐ回るが…

〈委員 長〉 通常と比較していないので、わからないが…通常通り開会式から入ったが、問題ない感じだった。

〈E 委員〉 まあ、バトミントンとか卓球とか、風の影響があるような種目にはいいのかもしれないが…

〈委員 長〉 まだまだ時間があるので、実施設計の段階でもう少し調査して、本当にこれが有効であるならば、イニシャルコストも安い、ランニングコストも安い、そうすると市民のみなさん方の負担も安いので、使い勝手もいい、ということになると思うが、それは今日は結論は出さず、一つの情報としてお示しした。

(3)PFI方式での建設について

〈委員長〉 では、次に今度はPFIの関係、前回ちょっと説明したが、今日はあらためて民間の資金を使って体育館を建設し、運営する場合の関係について、事務局から兵庫県の川西市と加古川市の調査結果について、もう一度資料に基づいて説明する。

この後、事務局より資料にしたがって以下の順にPFI方式での建設について、説明を行った。

○PFIとは

- ・メリット
- ・デメリット

○具体的なPFI事例の調査(5/23,24)

- ・兵庫県川西市市民体育館
- ・兵庫県加古川市市民体育館

○今回の小郡市新総合体育館建設とPFI

〈委員長〉 今、PFIについて事務局の方が説明したが、最初の川西市が今のうちの体育館ぐらい、加古川市の方が久留米アリーナぐらい。

簡単に言うと、体育館を民間に建てさせるということだ。これを設計から施工全部一体とするので、建設コストも下がり、さらに建ち上がった後の運営管理を20年間ぐらいにわたって、その建設者、ゼネコンの組んだ相手に、いわゆる指定管理と同じだが、運営させる、と。で、企業は何がメリットがあるかという、建てることに若干の収益がある。さらに、20年間そこを運営管理することによって、その収益があがってくる、ということ。そのメリットがある、ということだ。

では小郡市でこの体育館をPFIでしたらどうなのか、ということになると、太宰府市、春日市と視察をして調査をした結果と全く同じで、つまり20年間運営管理をするなかで、どれだけ儲けられるか、というのが民間の至上命題である。そうすると体育館を1時間あたりで貸しても、その儲けというのは、たかが知れている。1時間何千円だから。それよりも一人1000円ぐらいの個人参加費の事業を、個人参加の体操教室だとか、なんとかというような事業をいっぱいすると、その体育館を使って収益があがってくる、と。それらが中心になっていくと、いわゆる小郡市がスポーツ振興計画で定めているスポーツ推進、ということとは少し異なってくるということだ。

〈F委員〉 ちょっといいか。PFIで小郡ができない、と。小郡にできない理由を川西とか加古川のデメリット、小郡が、市民が一番利用できるような体育館をめざしていることで、このPFIがなぜできないか、そのデメリットをはっきり説明してもらいたい。

〈事務局〉 先ほどの資料の裏の方になるが、PFIを導入していく時に、加古川であれば、運営管理が神鋼不動産というところになっており、川西の方だとミズノさんになっている。要するに自治体が、管理運営にタッチしていないが、そうすると、今、委員長が言われたように、小郡としては、イベント型ではなくて、市民の方々が使い易いような体育館ということを書いてきており、そこに管理運営ということで、こういった会社が入ると、儲けるためにそうい

う企画を入れられてしまう、ということになる。

そうすると、結局その企画で、利益が上げるのが民間の至上課題なので、どうしてもそういうことを優先してしまうことになってしまうと、最初に申し上げたように、ここが市民主体の体育館ということとちょっと反してしまう。そこが十分じゃないようになってしまう、という意味で、できない、ということではないが、そうしてしまうと本末転倒してしまうとか、趣旨がうまく達成できなくなってしまうということが考えられ、PFIではない方がいいのではないか、と思っている。

〈委員長〉 まあ、同じようなことが言えるのは、太宰府とか、あるいは春日みたいに、民間のトレーニングを中心とする企業に指定管理を出すということも、実は同じような形態になりうる要素がある、と。懸念される材料である、ということがある。

〈事務局2〉 ちょっと補足すると、管理はどちらでも、民間がやっても行政がやっても同じである。一番の違いは運営だ。

どういうふうに体育館を、利用していくのかというのが根本的な違いであって、民間がする場合はやはり個人を対象の事業をうっていく。で、行政、たとえばスポーツ協会とか行政でする場合は、やはり個人ではなく、いろんなサークルも含めて、幅広く対処をしていく。そこが民間では全体化が図っていけないとか、参加できる人だけが対象になってくる。

そういう意味で、市全体のスポーツ推進をしていくうえでは、やはり全体化を図っていかないといけないが、民間企業が運営する場合は、そのお金を払って参加できる人だけ、という、どうしてもそういう傾向が、全てではないが高くなっていく。それはどうしても企業なので、利潤というものが当然必要になってくるためそういう運営の仕方になってくる、と。そっちが優先されてくると、やはり地域性のスポーツ振興、推進というのが、なかなか進めにくくなっていく、という…

運営面がやっぱり極端に違うと思う。

〈委員長〉 よろしいか。

ではちょっと、区切りがいいから、ここで休憩とする。
10分間ここで休憩して、3時から再開するととする。



※ ここで約10分間の休憩

(4)新総合体育館サブアリーナの有無による概算事業費比較について

〈委員長〉 ここからは、(4) 新総合体育館サブアリーナの有無による概算事業費比較について、資料をもとに、まず事務局からの説明をお願いします。

委員長の進行に従い、事務局より、新体育館を6000㎡にて整備をした場合と、次善の策としてサブアリーナを除いてまず4000㎡にて整備した場合について、さらに用地買収が不要である市有地に建てた場合、用地買収が必要となる民有地に建てた場合の4つのパターンについて、概算資料の提案がなされた。

〈委員長〉 簡単に言うと、この資料では、民有地での建設の場合を、1㎡1万円の農地を想定して計

算しているが、現実的には用地買収、農地の解除などの手続きがあり、早期建設は難しい。
意見がなければ、その他として何かないか。

(5)その他、意見交流

〈D 委員〉 今、委員長から話があったが、そうすると、この基本計画の候補地が絞られてくると思うが。

〈委員長〉 現地建て替えも基本計画の候補地の中に入っており、早期建設と財源確保の両面の課題があるので、それをベースに工夫するのが望ましいのではないかと考えている。

ただ、現地建て替えとなると、新体育館を建設している期間は体育館は使えないということになる。だから、その間代替えをどうするかということが問題となる。

〈D 委員〉 でも、久留米も現地建て替えだったのでは。

〈委員長〉 確かにそういう意味では、できない話ではない。しかし、なるべく今利用しているみなさんにご不便をかけずに新しい体育館をつくる、ということを我々はめざしていかなければならない。そういった場所を考えたいと思っている。

〈B 委員〉 先日、人と話していたら「もう新しい体育館の建設地は決まっている」と言われた。「市長のマニフェストにも載っとる」と…今日まで検討委員としてこの会に参加しているながら、そのようなことは全く把握していなかったが、どうなのか。

〈A 委員〉 それは私も聞いた。

〈委員長〉 それはない。

この委員会は、市長の指示で行ってきたが、建設地については市長がどのように考えているか聞いたことはないし、ここを建設地として進めるように、といったような指示も受けていない。

私たちの今後の課題は、可能な限り早急に建設ができる用地の選定を一番に、そして用地取得費や造成費などのコストを縮減するという観点から建設地を求めていくことで、この検討委員会のまとめとしたい。

5. その他

藤吉事務局長より、事務局からの提案はないことが伝えられ、また委員からの話もないことが確認された。

最後に委員長より、今回の会議にて本検討委員会は一旦終了する旨が伝えられる。また、今後、前回及び今回審議してまとめた中間報告を市長にあげ、これを参考に市長から新総合体育館の建設について議会に提案を行い、さらにタウン・ミーティングなどの形で市民への説明を行うことが伝えられた。

またその後、全ての日程が終了し、新総合体育館の建設実施に向けたプランを確定させる段階で、本検討委員会の委員さんに報告する場も設けるので、今後も公私にわたっての支援をお願いしたい旨のお願いがあった。

6. 閉会